

陸前高田都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定

都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）を次のように決定する。

名 称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）					
位 置		岩手県陸前高田市高田町字荒町の全部、字洞の沢、字下和野、字裏田、字川原、字馬場前、字大町、字馬場、字館の沖、字本丸の各一部					
面 積		約 24.4ha					
公益的施設及び公共施設の位置及び規模	公益的施設	約 14.3ha	備考	文化施設、地域活動拠点施設、交流拠点施設、津波防災拠点施設、津波復興拠点支援施設、商業施設等を配置する。			
	公共施設	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
			都市計画道路	3・4・3 大石沖脇の沢線	20m	約 624m	別途都市計画において定めるとおりとする。
		上記の都市計画道路を骨格として、交通広場、幅員 6m～20m の区画道路及び幅員 3m～4m の歩行者専用道路を適宜配置する。					
	公園及び緑地	周辺環境、景観等を考慮して適宜配置する。					
	その他の公共施設	下水道 ①雨水：区画道路の排水路及び雨水幹線により集水し、川原川に放流する。 ②汚水：公共下水道により集水し、終末処理場を経由して川原川に放流する。 上水道 陸前高田市水道により区域全体に給水する。					
小計		約 10.1ha					
建築物の高さの最高限度若しくは最低限		別途都市計画において定めるとおりとする。					
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		別途都市計画において定めるとおりとする。					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		別途都市計画において定めるとおりとする。					
「区域、公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」							
理由							
東日本大震災津波の被害からの早期復興を図るため、復興を先導する市中心部において、本案のように決定する。							